

2. 続けて手当を受ける場合

児童の養育状況が変わっていなければ、下記に該当する方を除き、現況届の提出は不要です。

(現況届の提出が必要な方)

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- ・支給要件児童の戸籍がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・第3子以降算定額算定対象者がある者のうちに学生以外(就労中・無職等)の者がいる方
- ・その他、市区町村から提出の案内があった方

※ 現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。

※ 現況届の提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

3. 以下の1～6に該当するときは、お住まいの市区町村に届出が必要です。

1. 児童を養育しなくなったことなどにより、**支給対象となる児童がいなくなったとき**
2. 受給者や配偶者、児童の**住所が変わったとき**(他の市区町村や海外への転出を含む)
3. 受給者や配偶者、児童の**氏名が変わったとき**
4. 一緒に児童を養育する**配偶者を有するに至ったとき**、または児童を養育していた**配偶者がいなくなったとき**
5. 受給者の**加入する年金が変わったとき**(受給者が公務員になったときを含む)
6. 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「**父母指定者**」の指定を受けるとき

寄付について

児童手当等の全部または一部の支給を受けずに、これをお住まいの市区町村に寄付し、地域の児童の健やかな成長を支援するために役立ててほしいという方には、簡便に寄付を行う手順があります。ご関心のある方はお住まいの市区町村にお問い合わせください。

4. 18歳～22歳のお子さんの加算について

3人以上の児童を養育している場合に、第1子として数える年齢は22歳年度末までとなります。

18歳年度末以降22歳年度末までの子については、親等(受給者)の監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護があり、かつ経済的負担がある場合のみ加算の対象となります。下記①・②のいずれにも該当する場合、『監護相当・生計費負担の確認書』の提出をすることで第3子以降算定額算定対象者として、加算することができます。

①監護に相当する日常生活上の世話および必要な保護を行っていること。

②受給者の収入により、児童の日常生活の全部または一部を営んでいること。(これを欠くと通常的生活水準を維持することができない場合)

※必要に応じて実態を確認することができる資料の提出をお願いすることがございます。

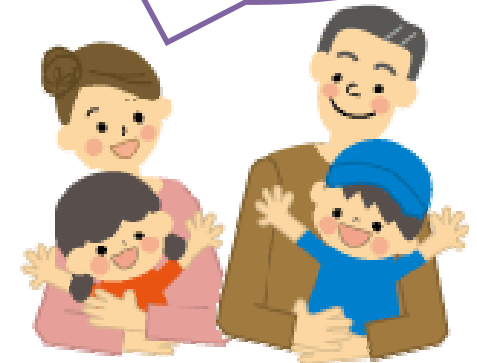
※児童手当の支給後に、受給資格がないことが判明した場合、その期間における手当はすべて返還をしていただくこととなりますのでご注意ください。

5. その他

- ・金融機関の変更や口座名義の変更については、支払日の1ヶ月前までに届出書の提出をお願いします。
- ・支払日が土日祝日の場合は、その前の平日に振込予定となります。
- ・出生した(誕生日の)翌日、転入の方は異動日から起算して15日以内に児童手当の申請を行ってください。児童手当は出生月の翌月、異動日の翌月、または、申請した月の翌月からの支給となります。
※15日以内に申請をしないと通常支給ができない場合があります。

児童手当制度 のご案内

児童手当は
住所地の市区町村に
申請してね!!



**高校生年代まで
支給対象となりました!**

【お問い合わせ先】
嘉手納町役場

子ども家庭課 児童福祉係
Tel 098-956-1111(内線122)

こども家庭庁・都道府県・市区町村

～児童手当について～

1. 支給対象

高校生年代まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

2. 支給額

児童の年齢	児童手当の額 (1人当たり月額)
3歳未満	15,000円 (第3子以降は30,000円)
3歳～18歳 18歳到達後の 最初の年度末まで	10,000円 (第3子以降は30,000円)

※ 「第3子以降」とは、大学生年代まで（22歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

3. 支給時期

原則として、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。
例) 6月の支給日には、4・5月分の手当を支給します。

4. 受給資格者

児童手当は原則、父母等のうち恒常的に所得の高い方に支給します。父母が婚姻していない（離婚されている場合や離婚協議中の場合を含む。）場合は、お子様と同居されている方の父母に手当を支給します。

5. 申し出があった方についての学校給食費や保育料などを、市区町村が児童手当等から徴収することが可能です。

※ 学校給食費などの徴収を実施するかどうかは、各市区町村で異なります。



児童手当制度では、
以下のルールを適用します！

1. 原則として、児童が**日本国内に住んでいる場合に支給します**（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります）。



2. 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、**児童と同居している方に優先的に支給します**。
3. 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、**日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します**。
4. 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、**その未成年後見人に支給します**。
5. 児童が里親などに委託されている場合や施設に入所している場合は、原則として、**その児童の里親などや施設の設置者に支給します**。

手続の方法は…

1. はじめに行うこと

●認定請求

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、現住所の市区町村に「認定請求書」を提出すること（申請）が必要です（公務員の場合は勤務先に）。市区町村の認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。申請はお早めにお願います。

- ※ 請求者名義の金融機関の口座番号がわかるもの及び健康保険情報が確認できるものなど、必要に応じて添付書類を提出していただくことがあります。
- ※ 認定請求書には、請求者等（父母等）の個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。

「子育てワンストップサービス」について

「子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）」を利用すれば、市区町村の窓口に向くことなく、マイナンバーカードを用いてオンラインで申請ができます。

申請は、出生や転入から15日以内に！

15日特例

児童手当は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります。

ただし、出生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

1. お子さんが生まれたとき

出生の日の翌日から15日以内に、**現住所の市区町村に申請が必要です！**

※ 里帰り出産などで、母親が一時的に現住所を離れている場合も、現住所の市区町村への申請をお忘れなく！

2. 他の市区町村や海外から転入したとき

転入した日（転出予定日）の翌日から15日以内に転入先の市区町村へ申請が必要です！

公務員の場合

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。以下の場合は、その翌日から15日以内に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

- 公務員になった場合
- 退職等により、公務員でなくなった場合
- 公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

※ 申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。